

農村災害復旧専門技術者認定規定

制定 平成 18 年 11 月 22 日
最終改訂 平成 22 年 4 月 28 日

(主 旨)

第 1 条 本規定は、全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という)が実施する災害復旧技術向上のための講習(以下「講習」という。)及び農村災害復旧専門技術者認定(以下「技術者認定」という。)に必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第 2 条 技術者認定は、大規模災害時等における災害復旧への対応に対する技術支援が求められている状況にあることに鑑み、災害復旧業務経験者を対象とした講習と相俟って、農地、農業用施設等の災害復旧に関する制度、技術に精通し、それら災害復旧の実務に関する高い技術力を有する者を農村災害復旧専門技術者(以下「専門技術者」という。)として認定し、もって、地方公共団体等が行なう災害復旧への迅速かつ的確な対応を支援する体制の強化を図ることを目的とする。

(専門技術者の活動)

第 3 条 専門技術者は、農地、農業用施設等の災害発生時等に地方公共団体等からの要請に応じて次に掲げる活動を行う。

- 1) 被災状況調査に関する支援・助言
- 2) 災害復旧に関する技術的助言
- 3) その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援、助言

(認定委員会)

第 4 条 全土連会長(以下「会長」という)は、第 2 条の目的を達成するために、学識経験者等で構成する農村災害復旧専門技術者認定委員会(以下「認定委員会」という)を設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 専門技術者の認定に関する事項。
 - 2) 講習及び技術者認定の運営及び実施計画に関する事項。
 - 3) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事項。
- 2 委員会は会長が委嘱した者をもって構成する。
 - 3 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 4 認定委員会には、作業部会を置くことができる。

(講習及び認定)

第5条 会長は、認定委員会の意見を踏まえて、講習及び認定を行う。

2 講習は、次により行うものとする。

1) 講習は災害復旧業務経験者を主たる対象として実施する。

2) 講習の受講申し込みは、会長が定める期日までに「災害復旧技術向上のための講習会」申込書(様式1)を会長に提出して行う。

3 会長は、都道府県土地改良事業団体連合会等が、認定委員会の意見を踏まえて実施する講習をもって第2項に規定する講習に代えることができるものとする。

この場合、前項の講習の受講申し込みは、本項の講習を実施する者が定める申込書の提出をもって行うことができることとし、講習を実施する者は申込者のリストを全土連に送付することとする。

4 全土連は、本条第2項及び第3項の講習を受講した者に修了証を発行することができる。

5 認定は、次により行うものとする。

1) 認定を申請できる資格者は、公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上(うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上)で、且つ次のいずれかに該当し、講習を受講した者とする。

① 災害査定官経験者

② 農地、農業用施設等の災害査定に係る業務(査定・随行で3日以上業務を1回とする。)の経験3回以上に該当する者

③ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者

④ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成(技術士、農業土木技術管理士、RCCM(農業土木)のいずれかの資格を持ち管理技術者として)3件以上に該当する者

2) 認定申請の申し込みは、会長が定める期日までに、本条第2項または第3項の講習修了証の写し、小論文及び申込書類(様式2、3及び4)を会長に提出して行う。

(認定証の交付及び有効期間)

第6条 会長は、前条第5項第2号の規定により提出された書類を審査し、認定委員会の意見を聞いて定める基準以上の成績を得た者に対して認定証(様式5)を交付する。

2 認定証の効力は、交付を受けた日から5年間を経過した年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 会長は、専門技術者からの申し込みを受けて認定の更新を行う。

2 認定の更新は、次により行うものとする。

1) 認定の更新は、第5条第2項または第3項の講習を2回以上受講(現認定証の有効期間の前期(第1から3年度)と後期(第4及び5年度)に各1回以上、ただし、同年度の受

講は、その回数にかかわらず、受講回数 1 回とする。)した専門技術者を資格者とする。

ただし、上記にかかわらず、認定期間中に次のいずれかに該当する者は認定の更新の資格者とみなす。

- ①専門技術者として第 3 条 1) または 2) の活動を行った者
- ②災害復旧を行う際に必要な知識等に関する研修テキストを全土連または全土連が指定する者に請求して入手し自己学習(現認定証の有効期間の前期(第1から 3 年度)並びに後期(第 4 及び 5 年度)の区分ごとに各 1 回以上。)を継続した者

2) 認定の更新申請の申し込みは、認定証の有効期間が終了する年度において会長が定める期日までに、申込書類(様式6)に前号の講習の修了証の写しまたは受講を証する書類を添えて(前号ただし書きの資格者にあつては該当する活動等の内容を記載して)、会長に提出して行う。

3 専門技術者が、やむをえない事由により本条第 2 項第 1 号の講習を受講できなかった場合においては、その理由を記した書面を会長に提出し、会長の指定する期間内に講習を受講することにより、認定の更新を申請することができる。

4 会長は、認定の更新申請に不備があると認められる場合を除いてこれを受理し、本条第 2 項第 1 号の更新の資格を満たす者について、認定証の効力を 5 年間延長する。

(事務局)

第 8 条 本事業の円滑な推進を図るため、全土連内に事務局を設け、次に掲げる事務を行う。

- 1) 認定委員会及び作業部会の開催に関する事務
- 2) 講習及び技術者認定に関する事務
- 3) その他本事業を円滑に推進するために必要な事務

(規定に定めのない事項の処理)

第 9 条 規定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会長が処理する。

付則

(経過措置)

第 1 条 平成 18 及び 19 年度に専門技術者の認定を受けた者については、既認定証の有効期間の 4 または 5 年度に 1 回、また、平成 20 年度の認定者については、既認定証の有効期間に 2 回(第 2 から 4 年度に 1 回、並びに、第 4 または 5 年度に 1 回)の講習(第 7 条第 2 項 1 号に掲げる講習(ただし書きを含む)に限る)を受講することにより、第 7 条に掲げる回数の規定にかかわらず、認定の更新に要する資格をえることができることとする。